

化学肥料低減緊急支援事業補助金のご案内

農林緑推進課 37-0070

【対象経費】

令和7年4月1日～12月31日までに納品した有機率20%以上の肥料及び市内畜産堆肥の購入費用

【対象者】 市内居住の農業者で、令和6年分の農業収入が200万円以上の方（令和6年1月1日以降に新規就農した方については、市が定める算定基準により令和7年度の農業収入が200万円以上と見込まれる方）

【補助率】 対象経費の1/3以内（対象経費の合計が3万円以上となるものに限る）

【補助上限額】 10万円以内

【提出書類】 ①交付申請書及び実績報告書、事業実績書・収支精算書

②購入肥料の領収書又は購入取引書類 等

③有機率20パーセント以上が確認できる書類又は市内産堆肥であることが分かる書類

④令和6年分の確定申告の写し

※ただし、令和6年1月1日以降に新規就農した方については、市が定める算定基準により令和7年度の農業収入が200万円以上と見込まれることが分かる書類（青年等就農計画認定書の写し又は令和6年度、令和7年度いずれかの販売実績など）

⑤通帳の写し

【提出期限】 令和8年2月27日（金）

【提出方法】 郵送または農林緑推進課（市役所第3別館）、各総合支所、もしくは次の受付会にお持ちください。

〈郵送先〉〒857-2302 西海市大瀬戸町瀬戸檜浦郷 2278-2 西海市役所農林緑推進課

【受付会】 〈西 彼〉令和8年2月3日（火）13:00～16:00 JA長崎せいひ 西彼支店2階

〈西 海〉令和8年2月4日（水）13:00～16:00 JA長崎せいひ 西海支店2階

〈大瀬戸〉令和8年2月9日（月）13:00～16:00 JA長崎せいひ 大瀬戸経済取次店舗

※受付会に参加される場合は、提出書類と併せて自身の通帳および印鑑をお持ちください